

「店頭CFD取引 契約約款」の一部改正について

下線部変更
(2023年1月30日)

現 行	改正後
(省 略)	(現行どおり)
第2条 (口座の開設)	第2条 (口座の開設)
<<個人のお客様>>	<<個人のお客様>>
(1) 満年齢が18歳以上80歳以下の行為能力を有する個人であること。	(1) 満年齢が18歳以上80歳以下の行為能力を有する個人であること。
<u>※2022年3月31日までは20歳以上です。18歳以上20歳未満の行為能力を有する個人が口座を開設できるのは2022年4月1日からです。</u>	
(省 略)	(現行どおり)
<<取引担当者基準>>	<<取引担当者基準>>
(1) 満年齢が18歳以上80歳以下の行為能力を有する個人であること。	(1) 満年齢が18歳以上80歳以下の行為能力を有する個人であること。
<u>※2022年3月31日までは20歳以上です。18歳以上20歳未満の行為能力を有する個人が口座を開設できるのは2022年4月1日からです。</u>	
(省 略)	(現行どおり)
3. 当社は、満年齢が75歳以上のお客様について、本取引継続の意思の有無を確認するため、年1回、「回答書」をご提出いただき、次の通り取扱うものとします。	3. 当社は、満年齢が75歳以上のお客様について、本取引継続の意思の有無を確認するため、年1回、 <u>そのご意思の</u> 「回答」をご提出いただき、次の通り取扱うものとします。
(省 略)	(現行どおり)
(3) <u>「回答書」</u> の回答がない場合は、新規取引を停止するほか、本規定に基づく必要な措置を講じます。	(3) 回答がない場合は、新規取引を停止するほか、本規定に基づく必要な措置を講じます。
(省 略)	(現行どおり)
第6条 (証拠金等)	第6条 (証拠金等)
(省 略)	(現行どおり)
(新 設)	<u>3. お客様が当社に証拠金として振込にて入金す</u>

現 行	改正後
<p>(省 略)</p>	<p><u>る場合、振込人名義は、当社ご登録名義と一致する場合のみお受けできるものとします。ご家族や旧姓であっても、ご登録名義と異なる方からの入金はお受けしないものとします。</u></p> <p>(現行どおり)</p>
<p>第12条 (為替レート)</p> <p>(省 略)</p> <p>3. マーケットの流動性が著しく低下する場合および当社におけるカバー方式などにより、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあることを、お客様はあらかじめ了承するものとします。</p> <p>(省 略)</p>	<p>第12条 (為替レート)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>3. マーケットの流動性が著しく低下する場合および当社におけるカバー方式などにより、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあることを、お客様はあらかじめ了承するものとします。<u>また、バグレート (異常値) の判定は当社が行い、当社がバグレートであると判断した場合はその成立した取引についてお客様の有利・不利にかかわらず全て無効とするものとし、その成立した取引にかかわる損益の調整等については当社の処理に従うものとします。</u></p> <p>(現行どおり)</p>
<p>第26条 (解約)</p> <p>お客様が当社に解約の申出をしたとき、本口座は解約されるものとします。</p> <p>2. お客様が、次の各号のいずれかに該当した場合、第2条第4項第2号の規定に該当した場合、第15条の規定に違反した場合または第17条第1項および第2項各号に定める事由のいずれかに該当した場合には、当社からお客様に解約の通知をすることにより、ただちに本口座を解約することができるものとします。</p> <p>(以下、省 略)</p> <p style="text-align: right;">2022年3月28日</p>	<p>第26条 (解約)</p> <p>お客様が当社に解約の申出をしたとき、本口座は解約されるものとします。</p> <p>2. お客様が、次の各号のいずれかに該当した場合、第2条第4項の規定に該当した場合、第15条の規定に違反した場合または第17条第1項および第2項各号に定める事由のいずれかに該当した場合には、当社からお客様に解約の通知をすることにより、ただちに本口座を解約することができるものとします。</p> <p>(以下、現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">2023年1月18日作成 2023年1月30日交付</p>